

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、山陽自動車運送労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 8 年 4 月 13 日午前 8 時 30 分以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の職場（別記の都府県）

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 8 年 4 月 3 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、沖縄県